

日時：令和6年8月26日（月）  
10時～12時  
場所：中央生涯学習センター  
205・206学習室

# 第2回 「（仮称）宇都宮市自治会に関する条例」制定懇談会

令和6年8月26日（月）

## 1 開会

## 2 議事

- (1) 第1回懇談会における議論について
- (2) 懇談会の議論と条例について
- (3) 意見交換

## 3 その他

## 4 閉会

# 委員名簿

| 区分      | 氏名     | 所属団体・所属名等              |
|---------|--------|------------------------|
| 学識経験者   | 石井 大一郎 | 宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授     |
|         | 蟹江 教子  | 宇都宮共和大学 子ども生活学部 教授     |
| 議員      | 篠崎 圭一  | 宇都宮市議会議員               |
|         | 福田 智恵  | 宇都宮市議会議員               |
| 自治会     | 藤原 由房  | 宇都宮市自治会連合会 会長          |
|         | 永井 寛   | 宇都宮市自治会連合会 副会長         |
|         | 稲葉 豊   | 宇都宮市自治会連合会 副会長         |
| まちづくり団体 | 小島 弘義  | 宇都宮市地域まちづくり推進協議会 会長    |
| 市民団体    | 梅村 英美子 | 特定非営利活動法人うつのみやオリーブ 理事長 |
| 事業者     | 中島 寿典  | 宇都宮商工会議所 地域振興部 部長      |
|         | 石塚 雅一  | 栃木県宅地建物取引業協会県央支部 常務理事  |
|         | 綿谷 達夫  | 栃木県宅地建物取引業協会県央支部 理事    |
| 公募委員    | 小澤 孝子  |                        |
|         | 高村 明男  |                        |
|         | 南部 真苗美 |                        |

| 所属・職名                   | 氏名     |
|-------------------------|--------|
| 市民まちづくり部 部長             | 渡辺 尊之  |
| 市民まちづくり部 次長             | 小林 正典  |
| 市民まちづくり部 副参事（自治会活動促進担当） | 猪瀬 和典  |
| みんなでまちづくり課 課長           | 川俣 浩二  |
| みんなでまちづくり課 課長補佐         | 若林 慎   |
| みんなでまちづくり課 企画調整グループ 係長  | 浅見 明日香 |
| みんなでまちづくり課 企画調整グループ 総括  | 山口 健太  |
| みんなでまちづくり課 まちづくりグループ 係長 | 長岡 優樹  |

## 議事(1) 第1回懇談会における議論について

# 第1回条例制定懇談会（8/1）における主な意見

## ＜自治会の役割＞

- ・地域まちづくり組織の役員や、地域のイベントの人手など地域活動を広く担っている
- ・伝統行事の継承などに支障が出てくる
- ・現在も社会的なつながりやコミュニケーションに対する一定のニーズがあり、それに自治会が対応している
- ・都内では自治会の公益的活動は防災以外残っていない例も
- ・自治会として公益的な役割を担うべきと考えているが、市から自治会への依頼事項の見直しや削減も必要

## ＜加入促進・活性化＞

- ・自治会加入の魅力やメリットの「見える化」が必要
- ・加入促進の前に「活性化」が必要
- ・後から自治会に入った人がなじみにくい地域がある
- ・若い人の意見を運営に取り入れる工夫が必要
- ・加入したくともその方法がわからない。QRコードから気軽に加入を申し込める仕組みなどがあると良い

## ＜事業者との連携＞

- ・自治会長の連絡先の確認に手間がかかっている
- ・賃貸マンションの加入促進にはオーナーの認識が必要
- ・事業者が自治会に加入できることや、自治会が事業者に協力してほしいことをPRすべき
- ・地域のイベントの手伝いなど自治会の活動に協力している

## ＜役員の負担軽減＞

- ・役員の担い手不足が深刻
- ・働きながら自治会長を務められる環境が必要
- ・市から自治会への依頼事項の削減が必要
- ・自治会費の集金に負担を感じる
- ・回覧文書の共有をSNS等で効率化できないか

## ＜他団体との連携＞

- ・子ども会の加入をきっかけに自治会に加入する人が増えてほしい

## ＜その他＞

- ・自治会も一定の規模が無ければ成り立たない
- ・世帯で自治会に加入していても、子や孫の世代では、自治会に積極的に関与しようとする意識が希薄
- ・公共的活動に協力する意識づくりに向けては、学校教育の段階から何らかの対応が必要ではないか
- ・公営住宅における入居者の年代のバランスを考慮しなければ自治会が維持できない
- ・市の職員が自治会に関わる仕組みを強化すべき
- ・自治会活動に市がお金を払う仕組みが必要（公園や道路の環境美化、自治会長への手当など）

# 【参考】自治会の公益的な活動

- 自治会は、会員相互の親睦のみならず、行政と連携しながら、「防犯」、「防災」をはじめとする様々な公益的な活動を担っている。

| 分野     | 自治会の公益的な活動（例）                                                                                                                          |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災訓練、炊き出し、避難所運営への協力等を行う「自主防災会」の担い手</li><li>・ 災害時要援護者への避難支援等を行う「地区支援班」の担い手</li></ul>            |
| 防犯     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の防犯灯（約5万灯）、防犯カメラ（約560台）の設置・維持管理の主体</li><li>・ 防犯パトロールや環境点検等を行う「自主防犯団体」の担い手</li></ul>          |
| 交通安全   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 交通安全市民総ぐるみ活動への参加等を行う「交通安全推進協議会」の担い手</li></ul>                                                  |
| 環境美化   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ ごみステーションの設置・維持管理の主体</li><li>・ 公園等の清掃</li><li>・ ごみ減量化の普及啓発等を行う「リサイクル推進員」の推薦</li></ul>           |
| 福祉     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域における見守りや福祉活動への参加・協力を行う「福祉協力員」の推薦</li><li>・ 社会福祉協議会が実施する各種募金や敬老会等への協力</li></ul>               |
| 子ども・学校 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 青少年の健全育成、子ども会への支援等を行う「青少年育成会」の担い手</li><li>・ 魅力ある学校づくり地域協議会や学校ボランティアへの協力</li></ul>              |
| その他    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自治会回覧を活用した行政情報の周知</li><li>・ スポーツ協会等への協力</li><li>・ 市主催の各種会議への出席、市の重要施策に係る地域説明会への参加・協力</li></ul> |

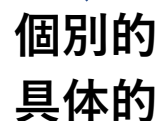
※個々の自治会により活動の内容等は異なる

## 【参考】自治会員が様々な地域活動の担い手となっているイメージ



## 議事(2) 懇談会の議論と条例について

全体的  
理念的



# 第1回条例制定懇談会（8/1）における主な意見の分類

## 目指すまちの姿、大切にすべき考え方、関係者の役割などに関する意見（条例）

### <自治会の役割>

- ・地域まちづくり組織の役員など地域活動の幅広い担い手
- ・伝統行事の継承
- ・社会的なつながりやコミュニケーションのニーズへの対応
- ・市からの依頼を減らした上で自治会が公益的活動を担うべき
- ・都内では自治会の公益的活動が防災のみの例も

### <加入促進・活性化>

- ・自治会加入の魅力やメリットの「見える化」が必要
- ・加入促進の前に「活性化」が必要
- ・新規加入者の自治会への取り込みが必要
- ・若い人の意見を運営に取り入れることが必要

### <事業者との連携>

- ・事業者に対して自治会に加入できることや自治会への協力を期待することのPRが必要
- ・事業者が自治会のイベントなどへの協力を行っている

### <役員の負担軽減>

- ・役員の担い手不足が深刻
- ・若い人が働きながら自治会長を務められる環境が必要

### <他団体との連携>

- ・子ども会をきっかけに自治会に加入する人が増えてほしい

### <その他>

- ・自治会にも一定の規模が必要
- ・世帯内の子・孫世代が自治会に関わることが必要
- ・公共的な取組に協力する意識づくりが必要

## 個別の取組などに関する意見（施策・事業）

### <加入促進・活性化>

- ・QRコード等を活用した自治会加入手続の簡素化

### <事業者との連携>

- ・自治会長の連絡先の確認に手間がかかっている
- ・賃貸マンションの加入促進にはオーナーの認識が必要

### <役員の負担軽減>

- ・自治会費の口座振替の導入
- ・SNSなどの活用による回覧板の効率化
- ・市から自治会への依頼事項の削減

### <その他>

- ・学校教育、公営住宅等における対応
- ・市の職員が自治会に関わる仕組
- ・自治会活動に市がお金を払う仕組（公園や道路の環境美化、自治会長への手当など）

- 他の自治体では、「自治会の加入促進や活動の活性化に主眼を置いた条例」のほか、「地域コミュニティの推進等に関する条例」や「自治基本条例」に自治会への加入について規定する形式をとっている例がある

| 条例の形式                              | 自治体の例             |
|------------------------------------|-------------------|
| 自治会の加入促進や活動の活性化に主眼を置いた条例           | 札幌市，千葉県市川市 など     |
| 地域コミュニティの推進等に関する条例に<br>自治会加入について規定 | 横浜市，京都府長岡京市 など    |
| 自治基本条例に自治会加入について規定                 | 岐阜県岐阜市，長野県安曇野市 など |

# 【参考】自治会の加入促進や活性化に主眼を置いた条例の例

## 市川市自治会等を応援する条例（※ポイントとなる部分を抜粋・要約したもの）

### 目的

自治会等が市政運営に欠かせない協働のパートナーであることに鑑み、市民の自治会加入、活動参加を促進するとともに、自治会等への応援に係る基本理念、関係者の役割を定めることにより、安全で安心な住みよい地域社会を形成することを目的とする

### 基本理念

- ・市民の多様な価値観及び自主性の尊重
- ・自治会等の地域社会における役割の重要性の理解
- ・自治会等の地域活動の持続的かつ活動的な運営
- ・自治会等の自立性及び地域性の尊重

### 定義

自治会、事業者、住宅関連事業者 など

### 市民の役割

地域社会の一員であることを認識し、自治会等の地域社会における重要な役割を理解するとともに、自治会加入及び活動への参加により、地域社会の発展に努める

### 市の役割

- ・自治会等と協働して安全で安心な住みよいまちづくりの推進に取り組み、市民の自治会加入、活動参加に関し必要な措置を講ずるよう努める
- ・必要な財政上の措置を講ずるよう努める
- ・広報活動、啓発活動その他必要な措置を講ずるよう努める
- ・研修会等を開催し、自治会等の将来を担う人材育成に努める
- ・職員に対し、自治会への加入勧奨等に努める など

### 自治会等の役割

- ・地域コミュニティ活動、防犯活動、防災活動その他の安全で安心な住みよい地域社会の形成に資する活動に努める
- ・市民に対し、自治会加入、活動参加を促進するよう努める
- ・運営の透明性の向上を図り、開かれた組織づくりに努める
- ・地域の将来を担う人材の育成に努める など

### 事業者・住宅関連事業者の役割

- ・地域の自治会等の活動への協力により、自治会等の地域活動の活性化に努める
- ・従業員の自治会活動への参加に配慮するよう努める
- ・住宅関連事業者は、入居者に対し、地域自治会等に関する情報の提供に努める など

## 長岡京市助け合いとつながりのまちづくり条例（※ポイントとなる部分を抜粋・要約したもの）

### 目的

まちづくりにおいて、関係者に期待することや市のすべきこと、まちづくりの担い手たちが協力・連携する仕組み、市民等がまちづくりの担い手として活動しやすい環境づくりについて定めることにより、助け合いとつながり(共助及び協力・連携)によるまちづくりを進めることを目的とする

### 基本理念

- ・地域のつながりを深め、日々を安全・安心に暮らせるまち
- ・市民等の自主的な活動が尊重され活力のあるまち ・多様な主体の協力・連携が図られるまち

### 定義

まちづくり、地縁団体、コミュニティ活動参加者 など

### 市民に期待すること

- ・地域に関心を持ち、自分のこととして考え、話し合い、行動するよう努める
- ・共感できる活動又は団体に参加するよう努める など

### 事業者に期待すること

- ・市民生活の向上に貢献するよう努める
- ・必要に応じて市又は他のまちづくりの担い手と協力・連携し、まちづくりに貢献するよう努める など

### 市のすべきこと

- ・市民等の自主的活動を尊重すること
- ・市民等に期待することが推進されるよう必要な支援を行うこと
- ・市民等との対話を積極的に行うこと など

### 自治会に期待すること

- ・地域に住む人と人をつなぎ、地域に関する情報を共有するよう努める
- ・地域の住民間の助け合いや見守りを進め、災害時にも協力し合える安心・安全な地域をつくるよう努める
- ・自治会活動への地域住民の共感を高め、地域の魅力を共有し、会員の拡大に取り組むよう努める など

### 市民活動団体、コミュニティ活動参加者等に期待すること

- ・活動を通して、市民生活の向上に貢献するよう努める
- ・必要に応じて市又は他のまちづくりの担い手と協力・連携し、まちづくりに貢献するよう努める

## 岐阜市住民自治基本条例（※ポイントとなる部分を抜粋・要約したもの）

### 目的

住民自治の基本理念を明らかにするとともに、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより、自治の進展を図り、もって個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的とする

### 基本理念・基本原則

- ・市民はまちづくりの主権者 ・市民の自発的な市政参加及び主体的な活動
- ・役割分担及び協働 ・人と人とのつながり、相互理解と信頼関係 ・地域特性を生かす など

### 定義

市民、まちづくり、市政、住民自治 など

### 市民の権利及び役割

- ・市政に関して知る権利、広くまちづくりに参画する権利、自らまちづくりに関して学ぶ権利を有する
- ・互いの権利を尊重し、住民自治に寄与する

### 市長等の責務

- ・組織の横断的な連携を図り、総合行政の推進を図る
- ・政策立案から実施、評価までの過程について、透明性を高めるとともに市民に分かりやすく説明する責任を果たす
- ・市民参画の制度の整備とその周知に努める
- ・市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、生涯学習の機会の充実に努める など

### コミュニティ

- ・自治会、NPO法人、ボランティア団体等のコミュニティは、自主性及び自立性の下に地域性、専門性、機動性等の特性を生かし、住民自治に寄与する
- ・コミュニティは、その活動内容等を明らかにし、市民の理解及び協力が得られるよう努める
- ・市民は、コミュニティに対する理解を深め、互いに協働してまちづくりの推進に努める
- ・自治会は、相互扶助の精神に基づき、地域住民相互の結び付きを深め、地域住民の福祉の向上を図ることにより、豊かで住みよい地域社会の実現に努める
- ・地域住民は、自治会への加入及び自治会の活動への参加に努める など

※上記のほか、市議会の責務、市民投票、パブリックコメント手続き等について規定

## 宇都宮市自治基本条例（※ポイントとなる部分を抜粋・要約したもの）

### 目的

住民自治の基本理念を明らかにするとともに、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより、自治の進展を図り、もって個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的とする

### 基本理念

- ・市民が自らの責任及び判断に基づき市政に参画し、市政運営が自主的かつ自立的になされる
- ・公共的活動が協働及び社会資源の活用により効果的に推進されることを目指す

### 定義

市民、公共的活動、協働、社会資源の活用、地域活動団体など

### 市民の権利・責務

- ・個人として尊重され、幸せを求めていく権利を有する
- ・市政に参画する権利を有する
- ・一人ひとりが互いに助け合い、市政に協力し、公共的活動に積極的にかかわりを持つ責務を負う など

### 市長等の責務

- ・市長は、本市を代表し、総合的に市政を運営する
- ・職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念する など

### 地域活動団体の役割

地域内の市民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努める

### 非営利活動団体の役割

自らの公共的活動を行うとともに、他の公共的活動を先導し、及び協力しながら、その補完に努める

### 事業者の役割

- ・市民の就業と就業時間外の活動との均衡の保持に努め、自らも公共的活動に協力する
- ・自然環境及び良好な居住環境が守られるよう配慮するほか、自ら進んで社会的責任を負担する

※上記のほか、市政運営の基本原則、附属機関、パブリックコメント手続等について規定

## 議事(3) 意見交換

- 条例に盛り込む内容
  - ・ 条例の制定を通じて目指すまちの姿
  - ・ 持続可能な自治会活動の推進に向けて大切にすべき考え方
  - ・ 持続可能な自治会活動の推進に向けて、自治会、市民、事業者、市などの関係者は、どのような役割を期待されているのか

を中心に、他の自治体の条例の例や、2月に開催した自治会シンポジウムにおける意見も踏まえながら、ご発言いただきたいと思います。

# 意見交換のポイント

## 目的（目指すまちの姿）

## 基本理念（大切にすべき考え方）

## 市民の役割

## 自治会の役割

## 市の役割

## 事業者・住宅関連事業者の役割

## 上記のほか条例の実現に向けた施策・事業（具体的な取組）

- 世代や立場を超えた自治会参加に向けて、様々な立場の方々と議論することを目的に令和6年2月に開催
- 自治会役員に加え、学生、PTA、事業者、市議会議員など様々な立場の方が、あわせて351名参加
- 「これからの自治会」をテーマにグループワークを行い、今後の自治会のあるべき姿を「自治会宣言」としてとりまとめ

## 自治会宣言

- 1 住民のニーズを丁寧に把握しよう
- 2 既存の事業・イベントをさらに見直してアップデートしよう
- 3 誰もが楽しく参加しやすい自治会を作っていこう

## グループワーク（主な意見）

### 自治会に求められること

- ・自治会の情報発信、活動の透明化
- ・交流機会の確保、加入促進の強化
- ・住民ニーズに応じた活動の見直し
- ・地域の関係団体との連携強化
- ・多様な担い手が活躍できる環境整備
- ・自治会役員の負担軽減、効率の良い仕組みづくり
- ・デジタルの効果的な活用

### 地域住民に求められること

- ・自治会が果たす役割について理解を深めること
- ・地域のことを自分事として捉えること

### 事業者求められること

- ・自治会との連携強化
- ・住宅会社における自治会加入の後押し

### その他の意見

- ・プライベートを保ちたい

## (1) 検討事項

- ① 自治会に関する現状と課題
- ② 自治会の活性化に向けて関係者に求められる役割
- ③ 条例が目指す方向性や盛り込むべき事項 など

## (2) スケジュール（現時点での想定）

| 開催             | 主な議事                                     |
|----------------|------------------------------------------|
| 第1回<br>(8月1日)  | ・自治会に関する現状と課題<br>・自治会の活性化に向けて関係者に求められる役割 |
| 第2回<br>(8月26日) | ・前回の議論の確認<br>・条例が目指す方向性、盛り込むべき事項         |
| 第3回<br>(10月3日) | ・前回の議論の確認<br>・条例に盛り込むべき事項                |
| 第4回<br>(11月7日) | ・前回の議論の確認<br>・条例に盛り込むべき事項                |